

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入居決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 8 条、第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 8 条、第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 （入居の申込み及び決定）</p> <p>第 8 条 前 2 条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 （入居者の選考等）</p> <p>第 9 条 町長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当するもののうちから選考を行い、入居者を決定し、その旨を入居者として決定した者（以下「入居者」という。）に対し通知するものとする。</p> <p>（1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>（2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>（3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>（4） 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）</p> <p>（5） 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>（6） 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 町長は、前項の住宅に困窮する度合いの高い者から行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより行うものとする。</p> <p>4 町長は、第 1 項に規定する者のうち、20 歳未満の子を扶養している寡婦、引揚</p>

	<p>者、炭鉱離職者、老人、又は速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前2項までの規定にかかわらず、町長が割り当てた町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入居日延期の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 11 条第 6 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 11 条第 6 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 (入居の手続) 第 11 条 略 2～5 略 6 町営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から 10 日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りではない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	同居の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 12 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （同居の承認） 第 12 条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第 10 条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。 2 町長は、前項の規定により入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入居の承継の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 13 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 13 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （入居の承継） 第 13 条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第 11 条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。 2 町長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	家賃の減免又は徴収猶予
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 17 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 17 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （家賃の減免又は徴収猶予） 第 17 条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して規則の定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 （1） 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 （2） 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 （3） 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 （4） その他特別の事情があるとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	敷金の減免又は徴収猶予
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 19 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 19 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （敷金） 第 19 条 略 2 町長は、第 17 条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3、4 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	敷金の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 19 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 19 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 (敷金) 第 19 条 略 2 略 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 4 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 3 0 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人等の使用許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 37 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 37 条、第 38 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 （使用許可）</p> <p>第 37 条 町長は、公営住宅法第 45 条第 1 項の事業を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号）第 2 条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第 1 条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。 （使用手続）</p> <p>第 38 条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町長の定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可を申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに町営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。</p> <p>3 社会福祉法人等は、前項の規定により、町営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長の定める日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	30日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	駐車場の使用許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 45 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項、第 48 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 （使用許可）</p> <p>第 45 条 駐車場を使用しようとする者は町長の許可を得なければならない。 （使用者の資格）</p> <p>第 46 条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 町営住宅の入居者又は同居者であること。</p> <p>（2） 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。</p> <p>（3） 駐車場の使用料を支払うことができること。</p> <p>（4） 第 36 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>（使用の申込み）</p> <p>第 47 条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、町長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用者の決定）</p> <p>第 48 条 町長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、町長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、町長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	7日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	駐車場使用開始期日延期の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 49 条第 5 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 49 条第 5 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （使用の手続） 第 49 条 略 2～4 略 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から 10 日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免又は徴収猶予
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 50 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 50 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （使用料） 第 50 条 略 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	保証金の減免又は徴収猶予
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 52 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 52 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （保証金） 第 52 条 略 2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。 3 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	敷地の目的外使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 57 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 57 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町営住宅条例 （敷地の目的外使用） 第 57 条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日